長期離職者、ニート、引きこもり、心身に課題のある方の状況に応じた支援付きの働く場の提供が必要です。

就労訓練事業のご案内

就労訓練事業は、就労に困難を抱える自立生活を目指す者を受け入れ、その状況に応じた就労の機会を提供する事業です。
利用者が、雇用契約を締結する「雇用型」と訓練として就労を体験する「非雇用型」のいずれかで就労を行います。
どちらの場合であっても、本人の状況に合わせてステップアップしていき、最終的には、一般就労につなげていくことを目標としています。

支援対象者

すぐには一般企業等で働くことが難しい方
（例：長期離職者、ニート、引きこもり、心身に課題がある、生活保護受給者）
対象者が「雇用型」「非雇用型」のどちらの事業を利用するかは、受け入れ事業所や本人の意向を踏まえて、市により決定されます。

事業内容

①雇用契約を締結する「雇用型」、締結しない「非雇用型」での就労訓練です。
②一般就労につながるよう、対象者の就労状況を把握して助言を行っていただきます。
③対象者が自律的に就労することができるよう市と連携していただきます。

事業を開始するまでの流れ

〇就労訓練事業を行うに当たっては、和歌山県知事の認定を受けることとなっています。
〇認定の申請を行う際は、申請書に所定の書類を添付して和歌山県に提出していただきます。申請後の一連の流れは次のとおりです。なお、申請の詳細は海南市社会福祉課までお問い合わせください。

申請 ➡ 審査 ➡ 認定 ➡ 海南市社会福祉課からのあっせん ➡ 事業開始

〇事業者への支援としては、固定資産税や不動産取得税等の非課税措置（1/2）などがあります。（社会福祉法人や消費生活協同組合が 10 名以上の自立生活を目指す者を受け入れ、第２種社会福祉事業として実施する場合に限られます。）

本事業のお問い合わせは

海南市役所社会福祉課
TEL：073-483-8432

就労訓練事業のイメージ

海南市福祉事務所にて対象者を選定します。

就労訓練事業

非雇用型

〇雇用契約を締結しない就労訓練
〇事業主の指導監督を受けない軽作業等
〇就労支援担当者による就労支援・指導等

支援付雇用型

〇雇用契約に基づく就労
〇比較的簡単な作業を想定
〇就労支援担当者による就労支援・指導者

一般就労

〇雇用契約に基づく就労
〇必要に応じ、自立相談支援機関等がフォローアップを実施

事業の具体的例

〇農業生産法人等⇒野菜の生産・加工、容器の選別、洗浄作業
〇法人が運営する便利屋⇒洗車、高齢者世帯の庭の手入れ、公園の除草作業
〇障害者就労支援をしている法人⇒枕カバー・シーツの洗濯、おしぼりの洗濯
※上記以外にも各事業所にて、作業内容を決定していただけます。